

評議員及び役員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 本規程は、一般財団法人堤康次郎記念育英財団（以下「本財団」という。）定款第15条及び第31条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第12条及び第13条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 評議員は、定款第15条第1項のとおり無報酬とする。

2 役員は、定款第31条第1項のとおり無報酬とする。

(通勤費)

第4条 評議員及び役員には、その通勤の実態に応じて、通勤費を支給する。

(費用)

第5条 本財団は、評議員及び役員がその職務の遂行に当たって負担する費用を支払う。

2 前項の費用は、請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

(公表)

第6条 本財団は、本規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

(補則)

第8条 本規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

第1条 本規程は、一般財団法人の設立登記がなされた日より施行する。

第2条 前条にかかわらず、本規程第6条は、公益認定を受けることを停止条件として、効力が発生するものとする。